門割制のあと始末

もしあなたが農家で、毎日耕作している農地が、登記簿上では明治時代の十人ほどの共有名義のままだったとしたら、どうだろう。自分の名義に変えたいと思うのが人情ではないだろうか。しかしことはそう簡単ではない。まず、名義人の家系を調べ、彼らの相続人をすべて明らかにしなければならない。多分数十人、場合によっては百人以上にのぼるだろう。中には地球の裏側に住んでいる人もいるかもしれない。その上で、その全員から名義変更に同意するハンコをもらわなければならないのである。ほとんど不可能といってもよかろう。

鹿児島県の市来町と加世田市の一部には、じっさいこのような土地が存在し、最近この共有名義の解消を行ったという話を聞いた。これは調査に行かずばなるまいと、一九九五年の夏ゼミ生諸君と一緒に現地におもむいた。

多数人の共有名義は、薩摩藩時代の門割（かどわり）制度のなごりだという。では、門割制度とはいかなるものであったか。同藩では鹿児島の城下に対して、それ以外の農村地帯は麓（ふもと）とよばれ、外城（とじょう）すなわち戦闘集団として組織されていた。武士身分の地頭と地頭によって率いられた数人から十人程度の農民の一団は、ふだんは農業にたずさわっているが、戦闘がはじまった場合は動員される体制になっていた。この農民の一団は門（かど）とよばれたが、元来は地縁にも血縁関係にもない者たちだった。各門には、ほぼ均等に土地が割り当てられ、年貢諸役を負担した。割り当ての土地は、門単位で適宜割替えがなされた。門の内部でも、割替えは頻繁になされたようである。

明治以降、近代的な土地所有制度に移行するとともに、かつての門割地帯でも各自の耕作農地は次第に固定化していった。しかし、登記簿上は多数人の共有名義を残したところがかなりあったようだ。

それでは、市来町と加世田市ではこの共有名義をいかにして解消したか。加世田市の小湊地区では、不在村の名義人を不在地主とみなして、農地法の強制買収をかけたと聞いた。また、市来町では、農地を入会林野とみなして、入会林野整備の手続を用いて知事の嘱託登記に持ち込み、一発で名義変更を行ったという。まさに離れわざのような手段を用いたのであった。